

## HASTOSの利用開始について

2025年2月4日、6日

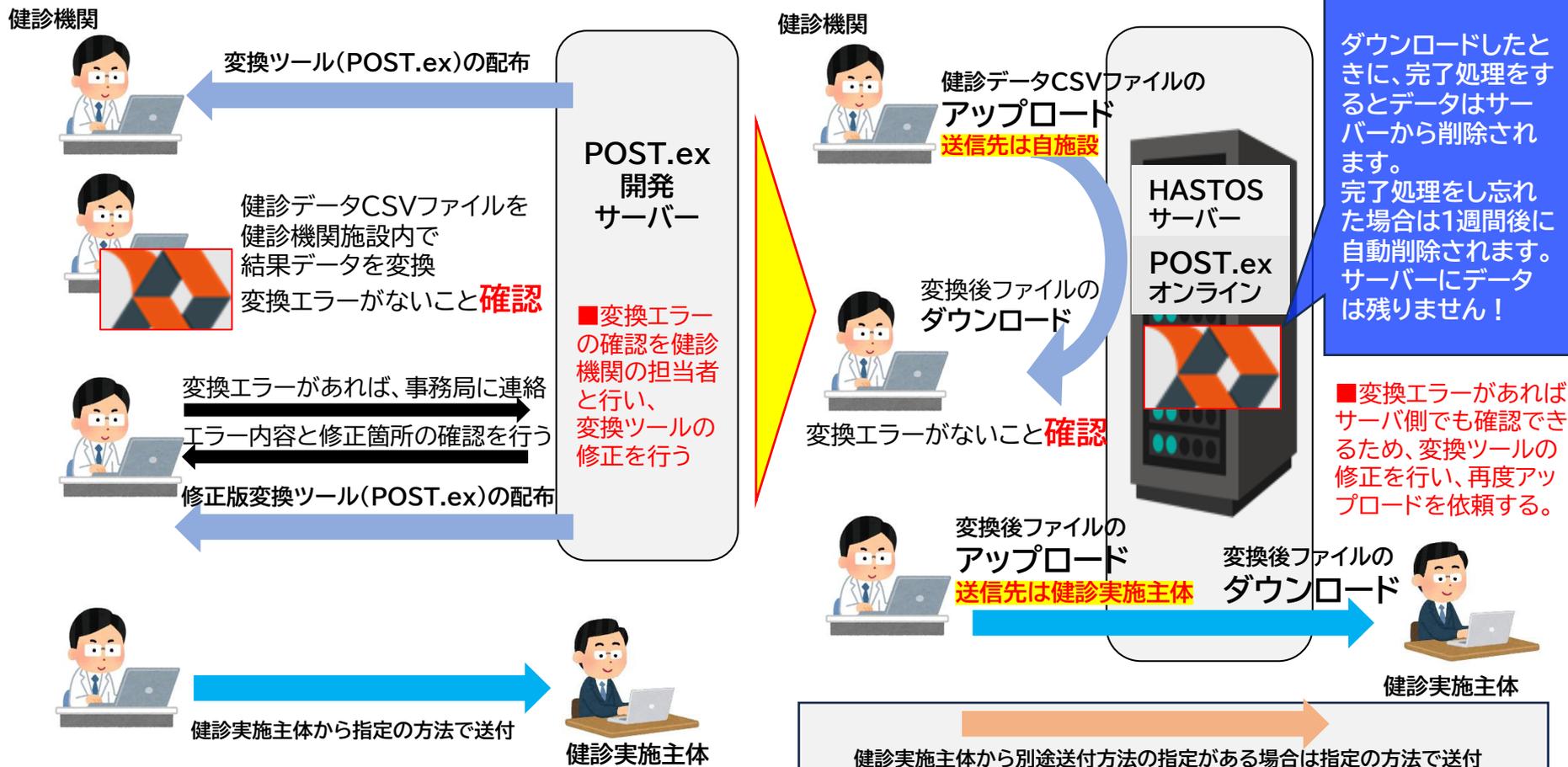
一般社団法人 日本医学健康管理推進機構設立準備室

HASTOS運営事務局

# これまでの振り返り

年月日	内容
2008/2/22	日本医学健康管理評価協議会設立
2016/10/2	健診標準フォーマット（以下、KMAT）推進を日本医学健康管理評価協議会が共同宣言
2017/12/7	KMATを健診結果データの電子的標準様式と決定
2018/4/	健診結果データ変換ツール「POST.ex®」開発開始
2018/9/	内閣府SIP第2期研究（5年間）に参画し、KMATの研究開発促進（SIP:戦略的イノベーション創造プログラムAIホスピタルによる高度診断治療研究）
2024/4/	厚生労働省SBIR補助事業でHASTOSによる社会実装に向け準備のための研究開始 （SBIR:AIホスピタル実証化のための医療現場のニーズに即した医療AI技術の開発・実証）
2024/9/18	一般社団法人日本医学健康管理推進機構（設立準備室）登記
2024/10	HASTOS試行運用を開始

	変換ツール(POST.ex)	HASTOS
機能	個々の健診機関に対して配布される健診標準フォーマット変換ツール(POST.ex)により、施設内において、健診標準フォーマットに変換する機能	健診機関によってアップロードされた健診データCSVファイルをHASTOSサーバ内で健診標準フォーマットに変換し、提出先である健診実施主体(企業、健保、代行機関など)が、ダウンロードすることができるシステムサービス



	変換ツール(POST.ex)	HASTOS
<p><b>メリット</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の納品用CSVが一つになり、複雑な作業が単純化されるので、作業効率が上がる。</li> <li>・所見用語等が標準化されるので健診データの集計が容易になる。</li> <li>・POST.exに登録するデータ形式が1種類で固定されるので健診システムに対する改修費用が極端に少なくなる。(個別のCSV出力のプログラムをベンダーに依頼すると都度高額な費用がかかります。)</li> <li>・所見などは標準化されるが、専門医に標準所見を強要する必要がない。所見の登録に自由度が高い。</li> <li>・労基署用の集計値があらかじめ示されるので、全国統一の統計処理も容易になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変換ツールのアップデートはHASTOSで一元管理できるので、納品先が増加しても運用費用の増加を抑えられる。</li> <li>・HASTOS内の変換前および変換後の健診データは、健診機関、健診実施主体が完了すれば完全に消去される。サーバー内に健診結果データは残されない。</li> <li>・アップロードするだけで数分後には健診標準フォーマットに変換され、標準化された結果データはHASTOSから健診機関に戻され、作業ログを参照することで変換エラーを確認できる。そのまま健診実施主体に提供することも可能。</li> <li>・健診結果データはCSV形式が基本だが、XML、JSON (FHIR)形式も選択して受領できる。</li> <li>・紙でしか結果票を送れない健診機関にもスキャンされたデータで対応できる(機能の構築中)。</li> </ul>
<p><b>注意点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診機関の施設内で変換作業を行うため、一定の作業が必要で、変換ツール利用前の従来の作業工程の変更が必要。</li> <li>・検査項目の内容が変わった場合など、変換エラーが発生した場合、そのたびごとに健診標準フォーマット事務局とメール等でやりとりが必要になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アップロード機能・ダウンロード機能の運用や変換エラーへの対応のための利用料が発生する。</li> <li>・健診機関からHASTOSに健診結果データをアップロードするため、専用回線の利用と同等の医療情報の取扱い(3省2ガイドライン等)に関する体制の構築が必要になる。</li> </ul>

健診機関及び健診実施主体ともに健診結果データ作成や取りまとめに関する作業コストの軽減が図られる

# 1. 2025年度HASTOSサービス開始について

- 2025年度からのHASTOS商用サービスが始まり、大手代行機関含む複数の健診実施主体が利用開始されます。
- HASTOSを利用した健診標準フォーマットでの健診結果データの提供にご協力をお願いします。
- また、この期に健診標準フォーマットは、バージョン4.11からバージョン5.0となり、1,500項目から2,000項目となります。
- なお、主にネットワーク環境の問題でHASTOSを利用できない健診機関には、ネットワーク接続していないPC（スタンドアロンPC）で実行できる「POST.ex Offline」の提供を検討しますので、HASTOS運営事務局までご相談ください。

# 変換ソフトウェアPOST.exについて

健診機関オリジナルの健診データを健診標準フォーマットに変換するソフトウェアがPOST.exです。商用サービス開始にあたり、商用版POST .exになりました。商用版POST.exにはサーバーに組み込んで使うサーバー型のPOST.ex Onlineと、従来同様、スタンドアロンで利用するスタンドアロンPC型のPOST.ex Offlineがあります。HASTOSには最新のPOST.ex Online が組み込まれています。

	実証版POST.ex	商用版POST.ex
提供主体 問合せ窓口	日本医師会 健診標準フォーマット管理事務局 (office@postex.jp)	日本医学健康管理推進機構(設立準備室) HASTOS運営事務局 (jimukyoku@hastos.jp)
バージョン番号	POST.ex 4.x	POST.ex 5.x
対応する KMAT	1500項目版	2000項目版
ソフトウェア タイプ	スタンドアロンPC型	サーバー型(HASTOS / POST.ex Online) スタンドアロンPC型(POST.ex Offline) があります。
変換後ファイル の送信先	実証事業参加団体	HASTOS利用契約締結済みの健診実施主体
位置づけ	2020年から日立健保、労働保健協会、日本医師会の 3者協議による実証事業において必要なソフトウェア として配布。	商用利用に向け、新たに商用開発されたソフトウェ ア。2025年度から商用版として提供を開始。
利用申込	2025年度に継続して保守を希望する健診機関は「保 守継続申込書」を健診標準フォーマット管理事務局へ ご提出ください(2025/3/15締切)。	HASTOSを利用するにはHASTOSサービス利用 契約が必須。2025年度当初より、利用を希望され る場合は、2025/3/15までにHASTOSサービス 利用申込書をご提出ください。
費用負担	無料(実証事業費にて負担)	有料
備考		ネットワーク接続できない場合は、スタンドアロン PC型のPOST.ex Offlineの提供を検討します (応相談)。ソフトウェア利用許諾契約が必要。

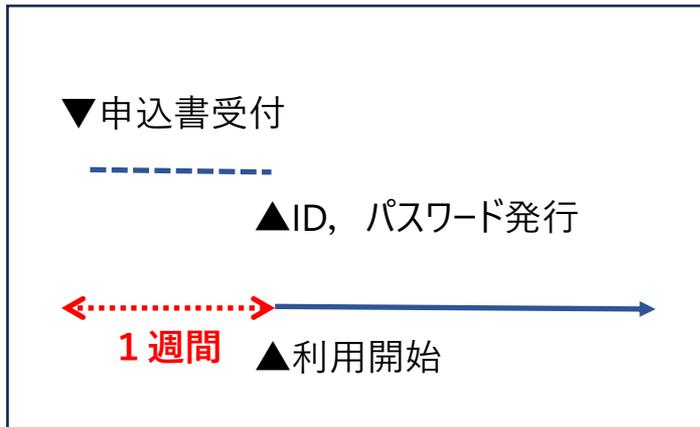
用語	説明
HASTOS® (ハストス)	健診結果データを健診標準フォーマットで流通させるためのプラットフォームサービス。HASTOS運営事務局への利用申込・契約が必要。
POST.ex® (ポステックス)	健診機関固有のCSVファイルを健診標準フォーマットのCSVファイルに変換するためのソフトウェア。実証版POST.exと商用版POST.exがある。
ダウンロード型POST.ex	スタンドアロンPCで動作する実証版POST.ex。変換できる健診標準フォーマットは、1500項目のみ。
POST.ex Online	HASTOSに変換前のCSVファイルをアップロードし、変換後のCSVファイルをダウンロードする用途の商用版POST.ex。サーバー型。
POST.ex Offline	スタンドアロンPCで動作する商用版POST.ex。HASTOSの利用申込・契約とソフトウェア利用許諾契約が必要。
健診標準フォーマット (略称: KMAT)	健診実施主体が统一的に受け取ることができる健診結果データの標準的なフォーマット。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1500項目 … 共同研究事業におけるフォーマット(無償)</li> <li>• 2000項目 … 商用サービスで利用するフォーマット(有償・要契約)</li> </ul>
マップファイル	健診機関固有のCSVファイルを健診標準フォーマットのCSVファイルに変換するための定義ファイル。
HASTOS.plus (ハストス・プラス)	健診標準フォーマット(2000項目)のCSVファイルを特定健診XMLファイル、HL7 FHIR形式のファイル、協会けんぽ・東振協フォーマット等に変換するためのサービス。HASTOSの付加価値サービスとして2025年度中に提供開始予定。

大項目	小項目	1月	2月	3月	4月～翌3月	備考
HASTOS	事業		HASTOS実証		HASTOSサービス提供 ▲HASTOS正式開始	
	健診標準フォーマット		2000項目版KMAT (v4.x)		2000項目版KMAT (v5.x)	
	HASTOS/POST.ex Online		仮運用（習熟・試験期間）		HASTOS商用運用	
	商用版POST.ex Offline				提供開始	

提供主体: 日本医学健康管理推進機構 | 問合せ窓口: HASTOS運営事務局(jimukyoku@hastos.jp)

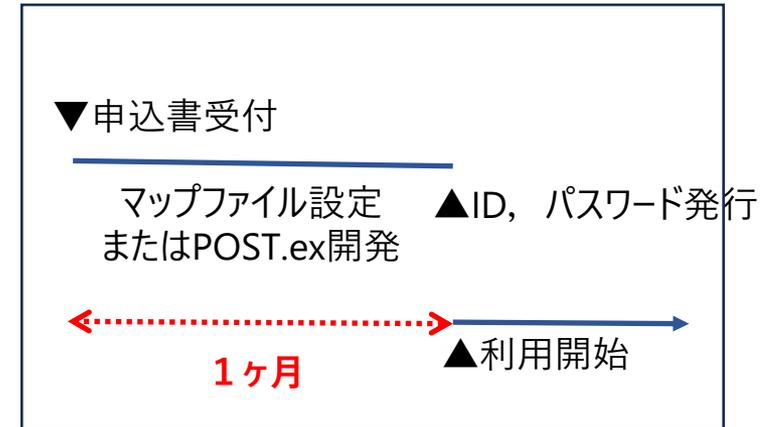
HASTOSの利用を希望される場合、HASTOS利用規約に同意いただき、HASTOS運営事務局に「HASTOSサービス利用申込書」を提出してください。  
申込書受付後、開通までのスケジュールは、マップファイルの設定作業がない場合は**1週間**、マップファイルの設定作業がある場合は**1ヶ月**です。

## ■マップファイル設定作業なし



または

## ■マップファイル設定作業あり



## 2. 2025年度商用サービス利用申込みについて

### <健診機関>

2025年度健診標準フォーマットで  
結果を納品する予定がある

ネットワーク環境の問題でHASTOSが利用できない場合、ネットワーク接続していないPC（スタンドアロンPC）で実行できる「POST.ex Offline」の提供を検討します。HASTOS事務局までご相談ください。

HASTOSを  
利用できる環境がある

NO

YES

マップファイルは  
設定済みである

NO

YES

●HASTOS利用契約  
(年間4.5万円)

●HASTOS利用契約  
(年間4.5万円)  
●マップファイル設定業務  
委託契約 (初期5万円)

①HASTOS標準プラン

マップファイルは  
設定済みである

NO

YES

●POST.ex利用許諾契約  
(年間約10万円)

●POST.ex利用許諾契約  
(年間約10万円)  
●POST.ex設定業務委託  
契約 (初期20万円)

②POST.exオフラインプラン

	契約種類	契約手続き	手順等
① H A S T O S 標 準 プ ラ ン	1 HASTOS利用契約 <HASTOS利用規約>	HASTOS利用規約に同意いただき、利用申込書の提出をお願いします	約1週間後でID、パスワードを発行し、利用開始案内(メール)を差し上げます。利用開始案内に従って利用を開始してください。 マップファイルの設定が必要な健診機関の場合、マップファイル設定後のご案内となります。
	2 マップファイル設定業務委託契約	指定事業者との業務委託型契約となります HASTOS事務局にご連絡ください	契約締結後、設定ご案内(メール)を差し上げます。 約1ヶ月で設定完了予定です。マップファイルはHASTOSサーバーに設定されて納品完了となります。
② P O S T. e x オ フ ラ イ ン プ ラ ン	3 POST.exソフトウェア利用許諾契約 <POST.exソフトウェア利用許諾約款>	POST.exソフトウェア利用許諾約款に同意いただき、利用申込書の提出をお願いします	POST.exソフトウェア設定業務に先立って契約締結が必要です。
	4 POST.exソフトウェア設定業務委託契約	指定事業者との業務委託型契約となります HASTOS事務局にご連絡ください	契約締結後、設定作業開始ご案内(メール)を差し上げます。 約1ヶ月で設定完了予定です。設定済みのPOST.exオフラインを納品して、業務完了となります。

現在、すでにHASTOS利用申込書をいただいている健診機関につきましては、ご了承が頂ける場合は、現行の契約を料金条項等を付加した形で、新法人との契約に引き継ぐことが可能です。

その場合は、お申し出いただければ、改めて利用申込書を提出いただく必要はございません。ただし、**利用予定数等の追加情報**の提供をお願いします。

押印無しで、新たな利用申込書に記入の上、ご提出いただくのが最も簡便です。

# 料金表

## ■ HASTOS料金表

金額は税別

	項目	金額	備考
1	システム基本利用料M	年額 45,000	健診機関オリジナル結果出力ファイルをCSVファイルで提供する場合 年度途中参加は月割（月額3,980円）
2	マップファイル 新規作成費用（初期費用）	50,000	既に作成済みの施設は費用がかかりません。 指定事業者と業務委託契約となります。 価格は定価10万円のところ、2025年度の特別価格です。
3	マップファイル メンテナンス費用	無料	項目追加の場合に限り、無料です。フォーマットが変わる場合は再作成となり、2の費用がかかります。 指定事業者と業務委託契約となります。

## ■ご参考・HASTOSスモールプラン

CSVファイルの送付件数が200件以下の場合を想定した小規模利用対象のスモールプランを2025年度中に提供開始を予定しています。

専用用紙に転記した結果表をPDFファイルで提供する方法でのみHASTOSをご利用の場合、スモールプランをご検討ください。その場合、システム利用料以外にデータ電子化費用（パンチ代）が別途かかります。費用は500円/件程度を予定しています。

	項目	金額	備考
4	システム基本利用料S	2025年度 中に決定 年間定額を予定	CSVファイルの送付件数が200件以下の場合

2025年度以降、原則としてHASTOSをご利用ください。ネットワーク環境の関係でHASTOSが使えない等、やむを得ない場合に限り、POST.exオフライン（バージョン5.0以降）がご利用いただけます。なお、2026年度以降の提供は未定です。

## ■ POST.exオフライン料金表

金額は税別

	項目	金額	備考
1	POST.exソフトウェア使用許諾料（年額）	年度ごと 100,000	POST.exソフトウェア使用許諾契約を締結いただきます。 ご利用の環境によってはソフトウェアをネットワークを経由して送付ができない場合があります。その場合は、別途郵送費用がかかります。
2	POST.exソフトウェア新規設定費用	50,000	既に設定済みの施設は費用がかかりません。 費用にはマップファイルの新規設定費用を含みます。 指定事業者と業務委託契約となります。  価格は定価20万円のところ、2025年度は特別価格でご提供します。
3	マップファイルメンテナンス費用	1. に含む	項目追加の場合に限り1. に含まれる保守業務の中で対応します。 フォーマットが変わる場合は再作成となり、2の費用がかかります。

### ●POST.exオフライン利用上の注意

POST.exオフラインを用いて健診標準フォーマットに変換する場合にも、健診データを健診標準フォーマットで受け取る健診実施主体には健診標準フォーマット使用料（健診実施主体料金表参照）がかかりますのでご注意ください。

# 健診実施主体料金早見表

Confidential

システム利用料 + 健診標準フォーマット使用料の最低金額は1000件未満で9万円。以降は利用想定件数を1000件単位で刻み、健診標準フォーマット使用料を計算する。なお、10万件以上は1万件単位で刻んで計算する。

金額は税別

レンジ (千件)	対象件数	システム 利用料	健診標準 フォーマット 使用料	合計金額	レンジ (千件)	対象件数	システム 利用料	健診標準 フォーマット 使用料	合計金額	
0	1,000まで	90,000 円/年	左記に含む	90,000	100	100,000-	90,000 円/年	100,000 円/万件	2,160,000-	
1	2,000まで		30,000円 /千件		120,000	200			200,000-	3,160,000-
2	3,000まで				150,000	300			300,000-	4,160,000-
3	4,000まで				180,000	400			400,000-	5,160,000-
4	5,000まで				210,000	500			500,000-	6,160,000-
5	6,000まで				240,000	600			600,000-	7,160,000-
6	7,000まで				270,000	700			700,000-	8,160,000-
7	8,000まで				300,000	800			800,000-	9,160,000-
8	9,000まで				330,000	900			900,000-	10,160,000-
9	10,000まで				360,000	1,000			1,000,000-	11,160,000-
10	10,000-	20,000円 /千件		20,000円 /千件	360,000-	【計算例】				
20	20,000-		560,000-		例 1.					
30	30,000-		760,000-		社員数11,200人の組織の場合：200を切り上げて、12,000件利用として金額を計算する。36万円 + 2万円/千件 × 2千件 = 40万円					
40	40,000-		960,000-		例 2.					
50	50,000-		1,160,000-		社員数111,200人の場合：1,200を切り上げて、120,000件利用として216万円 + 10万円/万件 × 2万件 = 236万円					
60	60,000-		1,360,000-		例 3 - ①					
70	70,000-		1,560,000-		2.8万人の場合：56万円 + 2万円/千件 × 8千件 = 72万円					
80	80,000-		1,760,000-		例 3 - ②					
90	90,000-		1,960,000-		2.8万人でHASTOSを利用しない場合：72万円 - 4万円（1,000件以下のシステム利用料と健診標準フォーマット使用料のみの差額4万円） = 68万円					

# 利用規約・申込書

## HASTOS利用規約

## 第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 一般社団法人 日本医学健康管理推進機構（以下「当機構」）は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 利用規約に基づき当機構がクラウドサービス・プロバイダとして契約者に提供する別紙A 所定のHASTOSサービス
- (2) 契約者 利用規約に基づく利用契約を当機構と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約 利用規約に基づき当機構と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) 利用契約等 利用契約及び利用規約
- (5) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当機構が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (7) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当機構が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (8) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (9) ユーザ ID 契約者その他の者を識別するために用いられる符号
- (10) パスワード ユーザ ID と組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
- (11) 最短利用期間 当該期間内に契約者が利用契約を解約する場合、第13条 第2項に従い、当該期間の満了日までの利用料金等の支払義務を負う期間

(通知)

第3条 当機構から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当機構のホームページに掲載するなど、当機構が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当機構から契約者への通知を電子メールの送信又は当機構のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとし

## HASTOSサービス利用申込書（健診機関）

申込年月日 年 月 日  
 (申込先) 一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 (申込者)  
 HASTOS事務局 宛 住所  
 組織名  
 代表者 印

「HASTOSサービス利用規約」に同意し、以下のサービスの利用申込をいたします。

### 1. 利用サービス及び利用料金

(1) 利用するサービスの○記入欄に○をつけ、健診機関番号（10桁）、想定年間変換人数をご記入下さい。また、別紙に主な送信先健診実施主体を記載してください。

○ 記入欄	利用するサービス	健診機関番号（10桁）	想定 年間変換人数
	HASTOS健診機関向けサービス		

### 2. 利用期間

利用開始希望日 年 月 日 ~ 翌3月31日  
 以降、解約の申し出がない場合は1年間の自動更新となります。

### 3. ご連絡先

- 部署
- 利用責任者名 (e-mail : )
- 担当者名 (e-mail : )
- 直通または携帯電話

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

<本申込に関する問い合わせ及び申込書提出先>

住所 : 〒108-0073 東京都港区三田1-3-33 三田ネクサスビル5階  
 一般社団法人 日本医学健康管理推進機構 HASTOS事務局  
 e-mail : [jimukyoku@hastos.jp](mailto:jimukyoku@hastos.jp) ホームページ : <https://kmat.jp>

<本申込書の提出方法>

本申込書に記入、押印の上、上記の住所に郵送いただくか、または、記入、押印済みの申込書をカラーコピーの上、スキャンしたファイルを上記e-mail宛に添付送付願います。その場合は、申込書を郵送いただく必要はございません。

## 別紙

年間の送信件数予定が100件以上の送信先健診実施主体を記載してください。

## POST.ex ソフトウェア使用許諾約款

↵

本使用許諾約款（以下「本約款」）は、POST.ex ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）に関して、利用者と一般社団法人 日本医学健康管理推進機構（以下「当機構」）との間で締結される法的な契約書です。本ソフトウェアの利用申込者が、当機構所定の利用申込書(電磁的方式を含む。以下同じ。)を当機構に提出し、当機構がこれに対し当機構所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、利用申込者は本約款の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当機構は、利用申込者が本約款の記載内容を承諾しているものとみなします。↵

↵

### 第1条（使用許諾）

1. 利用者は本ソフトウェアライセンス1単位につき、特定の1台のコンピューターにインストールして使用することができます。↵
2. 利用者は前項で許諾された本ソフトウェアを期間中、利用することができます。↵
3. 本ソフトウェアの利用は、日本国内に限ります。↵

↵

### 第2条（再許諾）

利用者は、本ソフトウェアを利用者自身の事業のためにのみ使用することができます。本ソフトウェア製品を利用者以外の第三者へ再許諾・貸与等することはできません。↵

↵

### 第3条（目的外使用の禁止）

利用者は、利用者自身の事業の目的（以下「本目的」）でのみ本ソフトウェアを使用することができ、本目的以外に本ソフトウェアを使用できません。↵

↵

### 第4条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当機構所定の方法により期間満了2ヶ月前までに契約者又は当機構から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。↵

↵

### 第5条（対価）

利用者は、本約款に基づく本ソフトウェア利用を、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる年度単位で金額10万円（税別）で利用することができます。↵

↵

### 第6条（権利帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」）は、当機構が管理しています。本約款によって、本ソフトウェアの著作権や商標権などの知的財産権が、利用者へ移転することはありません。↵

↵

### 第7条（禁止事項）

利用者が、当機構の書面による事前の承諾なく下記の行為を行うことを禁止します。↵

- (1) 本ソフトウェアを他の媒体へ複製し、第三者に譲渡・貸与すること↵
- (2) 本ソフトウェアを改変すること↵

## POST.exソフトウェア使用許諾申込書



申込年月日 年 月 日

(申込先)

一般社団法人 日本医学健康管理推進機構  
HASATOS事務局 宛

(申込者)

住 所

組織名

代表者



「POST.exソフトウェア使用許諾約款」に同意し、同ソフトウェアの使用許諾申込をいたします。



### 1. ソフトウェア及び利用料金



ソフトウェア	利用料金
POST.ex	4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる年度単位で金額10万円(税別)

### 2. 利用期間

利用開始希望日 年 月 日 ~ 2026年3月31日

以降、解約の申し出がない場合は1年間の自動更新となります。以後、同様。



### 3. ご連絡先

(1) 部署

(2) 利用責任者名 (e-mail : \_\_\_\_\_)

(3) 担当者名 (e-mail : \_\_\_\_\_)

(4) 直通または携帯電話

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

<本申込に関する問い合わせ及び申込書提出先>

住所 : 〒108-0073 東京都港区三田1-3-33 三田ネクサスビル5階

一般社団法人 日本医学健康管理推進機構

HASTOS事務局

e-mail : [jimukyoku@hastos.jp](mailto:jimukyoku@hastos.jp) ホームページ : <https://amat.jp>

## 別紙



年間の変換件数予定が100件以上の送信先健診実施主体を記載してください。

